

呉港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成20年2月

呉港港湾管理者
呉市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成12年 7月 呉市地方港湾審議会
- ・平成12年11月 港湾審議会第174回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成15年 2月 呉市地方港湾審議会

の議を経た呉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 土地造成及び土地利用計画	2

変更理由

- 1 企業活動の促進、積極的な土地利用の推進による臨海部の活性化を図るため、阿賀マリノポリス地区において、土地利用計画を変更する。

1 土地造成及び土地利用計画

企業活動の促進、積極的な土地利用の推進による臨海部の活性化を図るため、土地利用を次のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
阿賀マリノ ポリス地区	(8) 8	(5) 5	(18) 18	(9) 9	(3) 5	(4) 4	(46) 49

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

呉港港湾計画図

(阿賀マリノポリス地区)

凡 例			
	防波堤 (既 設)		海浜 (既定計画)
	(既定計画)		
	航路・泊地 (既 設)		埠頭用地 (既 設)
	(既定計画)		(既定計画)
	公共岸壁 (既 設)		緑地 (既 設)
	(既定計画)		(既定計画)
	公共耐震強化 岸壁 (既 設)		臨港道路 (既 設)
	(既定計画)		(既定計画)
	物揚場 (既 設)		その他道路 (既 設)
	(既定計画)		(既定計画)
	船揚場 (既 設)		その他の用地 (既 設)
			(既定計画)
	ドルフィン (既 設)		(今回計画)
	小型さん橋 (既定計画)		将来構想



1 : 10, 000

